



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 3 3 号 令和 4 年 1 2 月 2 3 日発行

目 次

は県例規集登載
【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
		退職手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則	

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六一〇）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十五条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第十五条第五項又は第十五条の四第三項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第十五条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書に」を「受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができ書類及び」に、「又は退職票」を「（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条及び第十五条の四において同じ。）」に改め、「受給資格証を」の下に「添えて」を加え、同条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「第一項ただし書」の下に「及び前項」を加え、「前項の場合」を「第六項の規定による届出及び提出」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の任命権者に提出しなければならない。

第十五条第五項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その旨」を「、その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証又は退職票」を「交付しなければならない。この場合（第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えないければならない。

第十五条の次に次の三条を加える。

（条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業）

第十五条の二 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 事業を開始した日又は事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十八条第一項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

三 事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

（条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員）

第十五条の三 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

二 その他前号の事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員
（受給期間の特例の申出）

第十五条の四 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の条例第十条第四項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、様式第六号による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行つものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に様式第七号による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第五項の規定により準用する第十五条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第十五条第一項ただし書の規定は特例申出並びに前項の規定による届出及び提出に、同条第三項及び第四項の規定は特例申出に、同条第七項の規定は特例申出並びに前項の規定による届出及び提出について準用する。

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。

様式第 6 号（第 1 5 条，第 1 5 条の 4 関係）

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

申請者	氏 名				受給資格証 番 号	
	住所又は 居 所					
退職年月日	年 月 日					
この申請書を提出する理由	イ 妊娠，出産，育児，疾病，負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 []					
のイの理由が 疾病又は負傷の場合	傷 病 の 名 称		診 療 担 当 者			
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
退職手当の支給に関する規則第 1 5 条第 1 項・第 1 5 条の 4 第 1 項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 任命権者職・氏名 殿 申請者 氏名						
処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで					
上記の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 氏名 印						

注意

- この申請書は，申請書の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は，退職票）を添えて提出し，記載事項の証明を受けること。
- 欄の期間が 3 年を超えるときは，最大限 3 年間まで認められるものである。
- 印欄には，記載しないこと。

様式第7号（第12条，第15条，第15条の4関係）

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格 証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の 理 由	イ 妊娠，出産，育児，疾病，負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 []		
職業に就くことが できない期間又は 事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間 満了年月日	年 月 日		
退職手当の支給に関する規則第15条第5項・第15条の4第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 任命権者職・氏名 印			

注意

- この通知書は，基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから，大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば，申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には，速やかにその旨を申し出るとともに，この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは，速やかにその旨を届け出るとともに，受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には，退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

様式第九号の表面を次のように改める。

様式第 9 号 (第 1 9 条関係)(表面)

公共職業訓練等受講届								
受給資格者に関する事項	氏 名				受給資格証 番 号			
	住所又は居所							
公共職業訓練等に関する事項	種 類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 6 3 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練	3 障害者の雇用促進に関する法律第 1 3 条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用に関する法律第 2 5 条第 1 項に準拠した同項に掲げる訓練	5 雇用保険法第 6 号に規定する船員の職業能力及び向上に資する訓練又は厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する職業訓練	
		職 種	期 間			昼夜間の別	昼間・夜間	
	受講開始年 月 日	年 月 日		終了予定年 月 日	年 月 日			
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。							
	年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職・氏名) 印							
寄宿に関する事項	寄宿の事実		有・無	寄宿開始年月日		年 月 日		
	寄宿前の住所又は居所							
	家族の状況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所	
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
				歳	有・無	同居・別居		
公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名								
退職手当の支給に関する規則第 1 9 条第 1 項の規定により上記のとおり届けます。								
年 月 日 受給資格者 氏名 任命権者 職・氏名 殿								
処 理 欄	基本手当	寄宿手当	証明認定					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十二条及び第十五条から第十五条の四までの規定は、令和四年七月一日以後に職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年徳島県条例第四十八号）による改正後の職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）第三十条第四項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして改正後の第十五条の三の規定で定める職員に該当するに至った者について適用する。